

傍聴に係る注意事項

宇治市高齢社会対策協議会

1 会議場に入ることができない方

次の方は会議場に入ることができません。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している方
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している方
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している方
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機の類を携帯している方
- (5) 酒気を帯びていると認められる方
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している方

2 傍聴にあたっての遵守事項

傍聴にあたっては次のことを守ってください。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為はしないこと。

3 会議の非公開

会議の審議事項に非公開とする事項がある場合においては、当該非公開とする事項の審議にかかる部分については、退場していただきます。

4 その他

- (1) 会議の傍聴については、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴にあたっての遵守事項に違反した場合には、退場していただきます。